

国立大学法人旭川医科大学公益通報調査委員会細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年3月27日学長裁定)

国立大学法人旭川医科大学公益通報調査委員会細則の一部を改正する細則

国立大学法人旭川医科大学公益通報調査委員会細則（令和4年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、学長の指名により、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長のうちから 1人</p> <p>(2) 教授のうちから 3人</p> <p>(3) 事務局次長のうちから 1人</p> <p>(4) その他学長が必要と認めた者</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><b>【改正理由】</b></p> <p>令和6年4月1日付け事務局組織改組に伴い所要の改正を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、学長の指名により、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長のうちから 1人</p> <p>(2) 教授のうちから 3人</p> <p>(3) <u>事務局企画調整役（総務・教務担当）及び事務局次長のうちから</u> 1人</p> <p>(4) その他学長が必要と認めた者</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p>